

2024年3月27日

各位

会社名 株式会社メタプラネット
代表者名 代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ
(スタンダードコード: 3350)
問合せ先 IR 部長 中川 美貴
電話番号 03-6690-5801

上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況及び計画期間の変更について

当社は、2023年3月27日付で東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準への適合に向けた計画を提出し、その内容を開示しております。今般、2023年12月31日時点における計画の進捗状況についてお知らせするとともに、上場維持基準への適合に向けて、計画期間を変更しましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社の上場維持基準への適合状況及び計画期間の変更

当社の2023年12月末時点におけるスタンダード市場の上場基準への適合状況は、以下のとおりとなっており、流通株式時価総額については基準に適合していません。従いまして、当社は下表のとおり、当初の計画期間を下表のとおり延長し、流通株式時価総額に関しては2026年12月末までに上場維持基準に適合するために、次のとおり各種取組を進めてまいります。

		株主数 (人)	流通株式数 (単位)	流通株式時価総額 (円)	流通株式 比率 (%)
当社の 適合状況 及び その推移	2022年12月31時点	6,361	169,780	842,880,463	29.6
	2023年12月31時点	7,309	400,572	692,602,756	34.92
スタンダード市場上場維持基準		400	2,000	1,000,000,000	25.0
適合状況		適合	適合	不適合	適合
当初の計画書に記載した計画期間				2025年12月末	
変更した計画期間				2026年12月末	

※当社の適合状況は、東証が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況をもとに算出を行ったものです。

※流通株式時価総額の算出は、事業年度の末日以前3か月間の日々の最終価格の平均値 2022年12月末は49.64円、2023年12月末は17.00円を採用しております。

2. 上場維持基準への適合に向けた取組みの基本方針及び今後の課題

当社は、「流通株式時価総額」を向上させ、2026年12月期までにスタンダード市場における上場維持基準に適合させることを基本方針といたします。「流通株式時価総額」は、「時価総額」と「流通株式比率」により構成されておりますので、「時価総額」の改善に加え、既に基準を満たしている「流通株式比率」も含めた取り組みにより上場維持基準への適合を進めてまいります。

3. 上場維持基準の適合に向けた取組の実施状況及び評価

(1) 時価総額

① 課題

時価総額につきましては、以下の要因に基づく業績（売上・利益）の悪化が要因であると認識しております。

- ・当社グループが唯一の事業として展開していたホテル事業が、新型コロナウイルス感染症の影響をまともに受け、休業や運営ホテルからの撤退を余儀なくされたこと
- ・2022年12月28日付開示資料「新規事業（Web3及びメタバース関連事業）の開始に関するお知らせ」にてお知らせの当社グループの新規事業であるWeb3及びメタバース関連事業の立ち上げにあたり、システム開発等の準備に高度なIT技術と相当な時間を要することから、現時点でも準備中であり利益計上がまだ始まっていないこと

② 取組内容

以下の施策により売上・利益を拡大し、企業価値の向上を図ってまいります。

既存事業における施策

- ・当社グループが所有・運営する既存の東京都品川区西五反田のホテルを新たな客層へのマーケティングや海外のターゲット顧客層の取り込みといった施策を実行し単価及び稼働率の引き上げにつなげ、利益を着実に計上していく。

新規事業における施策

- ・Web3やメタバース関連事業以外に、早期に収益化できそうな事業を開発する。

(2) 流通株式比率

① 課題

流通株式比率につきましては、既に基準を満たしておりますが、各種株式政策を進めるにあたり、当該比率を低下させることなく主要株主による持株の市場売却などの諸政策を進め、上場維持基準を確保していくことが課題と考えております。具体的には、2022年12月28日付開示資料「第三者割当による新株式、第9回新株予約権及び第10回新株予約権（第10回新株予約権につき有償ストック・オプション）の発行、商号の変更、定款の一部変更並びに親会社及び主要株主の異動に関す

るお知らせ」にて公表しました資金調達に伴って発行した新株式及び新株予約権が、割当予定先により当期中 またはそれ以降において市場で売却されるあるいは権利行使後に市場で売却されることによって、流通株主が現在よりもさらに増加すると見込んでおります。

② 取組内容

自己株式の取得やストック・オプション、譲渡制限付株式報酬等の株式に関連する施策を進める際には、流通株式比率の変動に十分に配慮し、必要に応じて大株主や事業会社等の保有する株式の流動化を促してまいります。

なお、新規事業は当期（2024年12月期）後半から稼働し始め、翌期（2025年12月期）の後半にかけて軌道に乗ることで、翌々期中（2026年12月期）には単月ベースでの営業利益の黒字化の見通しが立つと想定しております。そのため、上場維持基準の適合に向けた計画期間の設定につきましては、短期的な取り組みではなく、中期的な企業価値の向上及び諸施策の遂行が必要と判断しており、2026年12月末とさせていただきます。

以 上